

# 集団的自衛権と日本国憲法

## 安倍政権の『憲法解釈の大転換』をどうみるのか

学習院大学大学院法務研究科 教授

青井 未帆

協会は昨年六月、「日本の進路を問う講演会」と題して、集団的自衛権と日本国憲法について、立場や主張が異なる二人の憲法学者による講演会を開催しました。

本号では護憲派として知られる学習院大学大学院法務研究科教授の青井未帆氏の講演内容を紹介します。(文責・編集部)

### 個人の自由が最大限保障されるために憲法が存在する

憲法とは何なのか。時代でした。しかし今は「自分の人生は自分で掴み取ることが出来る」、これをわが国で保障するのが日本国憲法です。中世の時代は、例えば職業選択の自由がなく、農民として生まれれば農民として死んでいく、そのような



(あおい・みほ) 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得満期退学。2011年より現職。主な研究テーマは憲法上の権利の司法的救済、憲法9条論。

家で生まれた子供とそうでない子供では、スタートラインが違うのが現実ですね。しかし、だからといってその人の人生が決まっているわけではありません。変えていかなくては行けない。その現実を変えていく武器こそが憲法です。選挙で勝った権力者は何でもできるのか

日本国憲法の三原則は、「基本的人権の尊重」「平和主義」「国民主権」です。私はそのうちの国民主権の

### 憲法は権力者を縛るもので、国民を縛るものではない

日本、アメリカ、中国：どれも目に見えない概念です。国の判断というのはいかに「日本は」と言っている人たちが決めています。結局は国の判断といつても人間が行うことであり、問題なのは間違いを犯さない人間はいないということ

憲法というものは権力のある人を縛っているのです。私たちが国民には直接関係が

ありません。逆に大いにあつて法律です。車を運転する人は道路交通法を常に意識して運転していますし、商売をされている人は商法などを意識しています。法律は「…してはいけない」といった風に私たちの行動を律します。この法律に従っている限りは憲法を考えた

### パリ不戦条約で違法とされた戦争だが

国際法の観点から話をしたいと思います。昔は国を守るということは国家の義務であり、そこから戦争をする権利が生まれました。

立憲民主主義を考えると決めるべきルールはありますが、多数決で決めるという点も、間違いは起きるので注意が必要です。

憲法は、中長期的に国の基本的な考え方、統治の基本構造、自由や平和という価値を定めてあります。これは憲法を制定したときに選んで取った国のカタチです。

憲法というものは権力のある人を縛っているのです。私たちが国民には直接関係が

はいけない矩(のり)というものがありません。それは中長期的な価値としての憲法です。これを政治は超えてはいけません。この枠の中で、民主主義的方法で決めるべき国のカタチと、短期的に決めなくては行かない事柄が日々の生活の中にはたくさんあります。この二つを合わせたものが、立憲民主主義という考え方です。

### 全く異なる集団安全保障と集団的自衛権

国際法の観点から話をしたいと思います。昔は国を守るということは国家の義務であり、そこから戦争をする権利が生まれました。

立憲民主主義を考えると決めるべきルールはありますが、多数決で決めるという点も、間違いは起きるので注意が必要です。

憲法は、中長期的に国の基本的な考え方、統治の基本構造、自由や平和という価値を定めてあります。これは憲法を制定したときに選んで取った国のカタチです。

憲法というものは権力のある人を縛っているのです。私たちが国民には直接関係が

国連憲章に基づく行動として、国連加盟国が一致団結して悪いことをしたやつを懲らしめる。これが「集団安全保障」です。国連安保理が指揮をとる形で一元的に管理しようという理想として掲げられました。

### 戦争をするのは形のない人間

国際法の観点から話をしたいと思います。昔は国を守るということは国家の義務であり、そこから戦争をする権利が生まれました。

立憲民主主義を考えると決めるべきルールはありますが、多数決で決めるという点も、間違いは起きるので注意が必要です。

憲法は、中長期的に国の基本的な考え方、統治の基本構造、自由や平和という価値を定めてあります。これは憲法を制定したときに選んで取った国のカタチです。

憲法というものは権力のある人を縛っているのです。私たちが国民には直接関係が